

令和7年度 第2回尼崎市子ども・子育て審議会 議事要旨

開催日時	令和8年3月23日（月）午後6時30分～
開催場所	現地開催（ユース交流センターアマブラリ3階）及びWeb会議(ZOOM)
出席委員	伊藤委員、猪田委員、瀧川委員、大和委員、中井委員、笠井委員、梅本委員、守永委員、濱名委員、山崎委員、山本委員、仲波名委員、中桐委員、宮内委員、高原委員、小波津委員
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 「公立保育所の今後の基本的方向」の見直しについて 2 こども誰でも通園制度について 3 「保育提供体制の確保のための実施計画及び教育・保育施設の整備計画」について 4 令和8年4月1日設置・事業開始予定の施設等について
資 料	<p>資料1 「公立保育所の今後の基本的方向」の見直しについて</p> <p>資料2 こども誰でも通園制度について</p> <p>資料3 「保育提供体制の確保のための実施計画及び教育・保育施設の整備計画」について</p> <p>資料4 令和8年4月1日設置・事業開始予定の施設等について</p>

開会

- 尼崎市民生児童委員協議会連合会について、藤原委員が退任、山崎委員が就任
- 事務局より委員の出席状況確認（21人中16人出席）と傍聴者（なし）について報告
- 会長より議事録確認委員（大和委員、中井委員）指名
- 事務局より配布資料の確認

議題1 「公立保育所の今後の基本的方向」の見直しについて

- 資料1について保育管理課から説明。

委員

法人保育園会として、公立保育所の民間移管については公立存続の立場をとっており、私立幼稚園連合会と法人保育園会の連名で、公立保育所の民間移管見直しに関する要望書を3月6日付で市長あてに提出した。今まで公立保育所が担ってきた人権保育等の取組を継承してもらいたい。

会長

公立保育所の意義についてはどの方も賛意を示すものだと思うが、委員の意見について、事務局から発言をお願いする。

保育管理課長

法人保育園会及び私立幼稚園連合会の連名での要望書については回答を策定し、今後お伝えや協議をさせていただければと思う。本日がパブリックコメントの最終日であり、市民から頂いた意見を踏まえて市の素案をどのようにしていくかについて、法人保育園会や私立幼稚園連合会のみなさまとも話をして進めていきたい。

委員

ありがとうございました。

会長

民間移管を進める中で不安を感じる市民も少なくないと思うので、民間移管を進めることのメリットやリスクを尼崎市として軽減しながら進めることを示していけるようにしてもらえたらと思う。

他の委員から発言はないか。

委員

公立保育所にも歴史的背景があり、先生方が積み上げた信頼があると思う。今回の現地説明において、利用している保護者の方々はどのような反応を示したのかお聞きしたい。

保育管理課長

1月8日から1月23日まで7保育所で保育所利用者説明会を実施した。夜の時間帯ということもあり、10%前後の世帯の保護者に参加いただき、参加されなかった保護者の方々には説明会で行われた質疑等をまとめた資料を配布した。

民間移管予定の公立保育所に入所する段階で、保護者の方には民間移管がなされることを入所の段階で承知いただいていることもあり、保護者の方からは、民間移管の具体的な時期に関する質問や、老朽化施設の建て替え時期や場所に関する質問や、現在公立保育所に在籍している保育士の配置に関する質問など、具体的な質問が多くなされた。

委員

民間移管について言質を取った上で入所しているので、反対意見はあまりなかったと考えますが、引き続き保育の質や人権保育について民間移管後も市として対応してもらえればと思う。

会長

ありがとうございます。他の委員から発言はないか。

委員

市内の中学生以下のこどもの4分の1が園田地区に集中するなど、地域間のこどもの数の格差が広がっている。これに関して、令和8年度予算において児童生徒数等推計手法の見直しの予算が付いており、今後保育所等を含めた人口推移の業務委託が行われるようになると思う。このような資料を反映させた根本的な配置計画策定は、今後考えられるのか。

保育管理課長

委員ご指摘の児童ホームの状況も保育児童部で把握している。児童であれば放課後に小学校区内の児童ホームに通うと思うが、保育所や幼稚園の場合は、近さだけでなく、保育方針・教育方針や、通勤経路上にあるかどうかや、入所調整の結果など様々な要素で決まるので、少し違う部分があると思う。しかしながら、教育委員会の方で児童生徒数の状況など分析されることを踏まえて、保育ニーズがどうなっていくのか分析する必要があると思う。

保育企画課

尼崎市こども・子育て支援事業計画の中では、こどもの人口推計から定員数の確保等の計画を策定しているほか、就学前施設に関して地域間格差は現時点では大きくないと理解している。

委員

立花東部、小田北部、園田エリアは住宅供給能力が非常に高く、住宅の開発が続いているためこどもの人数が増えている。また、交通の便が良いことを理由に尼崎市に流入する世帯はほぼ全て共働きの正社員であり、保育ニーズが非常に高いエリアである。尼崎市においても人口データ等を使って、もう一步踏み込んだ保育ニーズの検討をお願いしたい。

会長

ありがとうございます。他の委員から発言はないか。

委員

資料中で就学前児童数が北部は南部の概ね3倍であることが示されている。正社員だけでなくパート就労等でも保育所等へ預ける方が増えているので、将来的に4倍になる可能性があると思う。

会長

ありがとうございます。他の委員から発言はないか。

委員

過去の審議会で、公立保育所の役割として、障害を持つ子どもを受け入れられる体制を作っていきたいという話があったかと思う。同時に、法人保育園でもインクルーシブ保育が進んでいるが、公立保育所と同じような視点で役割を振り分けるのか、公立保育所が積極的に受け皿になるのか、今後の展望を聞かせてほしい。

保育管理課長

特別な支援が必要な子どもや、家庭環境に課題のある子どもや、外国籍の子ども等、様々な子どもに対して、公立保育所がセーフティネット機能を果たす考えはある。一方で、法人保育施設でインクルーシブ保育を推進するに当たり、人員確保が困難であるという課題を認識しており、令和8年度に向け、障害児を受け入れる際の保育士加配に対する人件費補助の拡充を実施予定である。また、公立保育所で培ったノウハウや研修を法人保育施設と共有する等の取組を通じて、公立だけでなく法人保育施設と一緒に取り組みたいと思う。

会長

公立にも私立にもそれぞれの持ち味があると思うが、格差が無いように、一定の保育が受けられるようにすることが大事である。

ありがとうございます。他の委員から発言はないか。

委員

人員確保が困難なことに対して人的補助の拡充が予定されているが、阪神間の金額に追いついてきた段階で、十分でないことは伝えておきたい。また、こどもの少ない地域を民間に任せた場合、こどもの減少に伴い採算が取れなくなって民間が廃園すると、地域のセーフティネットが全く無くなるリスクもあるため、公立が地域の社会インフラとして守ることは、行政の責務として大切ではないか。

会長

民間の園が難しい地域に公立があることも、大事ではないかと思った。

ありがとうございます。事務局から発言はないか。

保育管理課長

法人保育施設のみなさまが様々な苦勞をされていることは、我々も重々理解している。令和8年度取組等を含めて、ともに進めていきたい。

会長

以上で議題1を終了し、議題2へと進みたい。

議題2 こども誰でも通園制度について

- 資料2について保育企画課から説明。

委員

こども誰でも通園制度について2点質問がある。1点目は市民がある程度利用できる数を確保できているかどうかや、公立は人口の多い園田のみになっていることについて、理由を含めて教えてほしい。2点目は標準料金300円よりも高く料金設定している所について把握しているかについてである。神戸市などは料金を300円と決めている中、尼崎市は300円を遵守するように指導していないのか。

保育企画課

南北2か所の公立保育所で事業開始するが、子育て支援室を設けて一時預かり事業を実施している公立5所のうち、比較的一時預かり事業の利用が少なかった園田保育所と北難波保育所を選定した。また、尼崎市は市内18か所で事業実施するが、政令市を除く近隣自治体の中では一番多くなっている。4月以降の需給状況により、更なる受け皿の確保など念頭に入れながら進めていきたい。

利用料に関しては、300円に設定していない施設が1か所ある。国のQ&A等でも利用料設定の制約は設けないという考えが示されており、施設ごとに利用者の獲得など様々な兼ね合いの中で利用料設定しているところなので、市としても認めているところである。

会長

ありがとうございます。他の委員から発言はないか。

委員

現在実施されている一時預かり事業とこども誰でも通園制度は、どのような違いや住み分けがなされるのか。また、つどいの広場で実施されている一時預かり事業との整合性について教えてほしい。

保育企画課

一時預かり事業は、冠婚葬祭や保護者のリフレッシュが必要な時など、家庭で一時的に保育困難となった場合に利用する保護者支援のための事業となっており、保育所等に通っていないこどもが保育所等に通うことで、こどもの成長に寄与する目的を持つこども誰でも通園制度とは違いがある。また、つどいの広場は子育て中の親などが集まり子育てに関する情報等を共有する交流の場としての目的があり、保育所保育指針に沿った保育の提供を行うこども誰でも通園制度とは違いがある。

委員

目的の違いについて理解できたが、それだけのことをするには10時間は非常に短く、効果を子どもが享受できるのかは疑問である。国の制度上なんともしがたいが、子どもに対する教育効果を含めて、利用時間等の推移など見守ってほしい。

会長

非常に大事な指摘だと思う。一時預かりと制度理念の違いを理論的に説明はできるが、実際に運用した時に子ども中心の制度として展開されるのかモニタリングする必要がある。また、短時間で子どもの様々な発達等を把握して保育や支援をする必要があるため、保育士の負担や苦勞が出てくると思うので、しっかりモニタリングしていくことが大事だと思う。

ありがとうございます。他の委員から発言はないか。

委員

子ども誰でも通園制度を運営するに当たり、保育士の人数を確保するのが難しい中、安全面や子どもの心情的な安定性をどのようにチェックし指導する考えなのか教えてほしい。

保育企画課

事業開始1年後から、実施施設の指導監査を継続的に行うこととしている。また、施設認可の際に、各施設の実施体制を把握し、基準を満たしているか市の方で確認することとしている。なお、本事業を実施するに当たり、事業者が併設している既存保育施設の保育士が兼任するなど、状況に応じて応援体制をとる場合もあることを確認している。そのような体制で子どもの安全を確保していこうと考えている。

委員

分かりました。それではご指導の方をよろしく願います。

会長

ありがとうございます。他の委員から発言はないか。

委員

本事業は様々な類型があり、施設に応じた運営方法があると思うので、一律にマニュアル化できるとは思わないが、何かあるごとに本事業を実施する施設が集まって情報交換したり、保育企画課や保育管理課と情報共有してアドバイスを受けたりする機会を、1年後の監査を行うよりも前に設けることをお願いしたい。

会長

ありがとうございます。ご意見、要望だったかと思う。

他の委員から発言はないか。

委員

本事業を実施しない保育所の先生から聞いた話だが、本事業でこどもの安全を守りながら受け入れるイメージが湧かないとのことだった。そのような中、本事業を実施する予定の保育所には、どのような特徴があるのか教えてほしい。

また、自身の記憶では慣らし保育に40時間から60時間ほどかかった。本事業の月10時間は短すぎると思う。その点を踏まえてでも本事業を実施することになったのはなぜか教えてほしい。

保育企画課

本事業を実施予定の18施設を訪問し意見を伺った際は、新しい制度なので現時点で正解を見つけることは難しい状況であったが、すでに一時預かり事業や親子交流等を実施している施設においては同じような運用でこどもに慣れてもらう方法など、各施設の特色を踏まえた取組の意見をいただいた。

また、令和7年度に本事業を実施した先行自治体の事例によると、時間数ではなく利用回数を重ねることで、こどもが施設の雰囲気慣れていくと聞いている。この点については、4月以降こどもの受け入れが始まってから、施設と意見交換等できればと考えている。

会長

ありがとうございます。他の委員から発言はないか。

委員

本事業の様々な類型について、類型ごとの違いを教えてほしい。また、10時間という制限の中、こどもが保育に慣れるのは大変だと思う。親の希望やこどもの希望がある中、この形でうまくいくのか疑問である。

保育企画課

(こども誰でも通園制度の類型について保育企画課から説明。)

国の検討会を見ても、10時間が適正な時間なのかは明確でない部分が多くあり、こども毎の違いもあるので、制度を運営する中で課題を事業所と共有していきたい。

会長

ありがとうございます。他の委員から発言はないか。

委員

10時間という限られた時間で預けられるということと、保育として意味があるかどうかは同じにはならないと思う。今後は保育者の声を継続的に聞き取り、制度に反映させてほしいと思うが、保育者の声を聞く点についてどう考えているか。

保育企画課

今後、園ごとの業務量の違いなど保育者の声が出てくるかもしれない。現時点で、これからの市の対応を明言することはできないが、保育者の声を聞ける仕組みができるかどうかも含めて、検討事項として持ち帰らせてもらう。

会長

新しい制度は運営しないと分からないことも多くあるからこそ、現場で起こっていることなどを保護者や保育者の目線からもモニタリングしながら運用することが大切になると思う。

委員

尼崎市の保育士からも、現場に市職員が足を運んでほしいとの声を聞くので、これを機にお願いできたらと思う。

会長

ありがとうございます。他の委員から発言はないか。

委員

本制度が子どもたちの教育や育成に資するかという点について、実際にどこまで効果が出るのか、各専門の先生のことを聞かせてほしい。

会長

委員の中の学識経験者からコメントをとということと思うが、委員から何かコメントはあるか。

委員

2歳頃までは1人遊びから並行遊びとあって、同じ場所で同じようなことをして遊ぶ発達段階にある。コミュニケーションをとりながら遊ぶわけではないが、他の子どもの遊び方などを傍観的に見ながら学んでいるので、こどもなりの学びは十分にあると思う。

一方、0歳から1歳のこどもについては、10時間という限られた時間でどこまで効果を与えるかはまだ分からないが、少なくとも家の中でできる遊びとは全く違って来るだろう。おもちゃの数の違いや、家と保育の場の環境の違いや、提供できる遊びの内容・種類も違う

ので、プロの先生が保育内容を考えて提供していれば、自宅で親と過ごすだけの時間よりも様々な刺激を受けることができ、教育的な価値は大きいだろうと、私自身は考えている。

会長

ありがとうございます。友達関係だけでなく、園の環境そのものがこどもたちに影響を与えると考えられるので、様々な機会を保障する意義があると思う。

以上で議題2を終了し、議題3へと進みたい。

議題3 「保育提供体制の確保のための実施計画及び教育・保育施設の整備計画」について

- 資料3について保育企画課から説明。

委員

法人保育施設障害児保育事業等の補助金の拡充等について、実際にこの費用で法人園は引き受けられるのかについて、法人保育園会の委員から実情を教えてください。

会長

委員に指名があった。お願いします。

委員

各事業所により、職員数や採用コスト等事情が変わってくるだろうが、一般的に耳にする話であれば、この補助金だけで運営することは難しい。また、ランニングコストに着目している部分もあり、採用等に係る初期コストなども考えれば更に難しくなると感じている。

保育管理課長

補足説明になるが、加配保育士を1名配置した場合、こども1人当たり月額12万円補助することとしている。配置基準については、国の通知を参考に、尼崎市でも概ね障害児2人に対し保育士1人の配置基準としている。そのため、加配保育士1名配置に対しこども2人の場合は月額24万円の補助となる。

補助額については、西宮市は加配保育士1人配置時に月額24万円。伊丹市は加配保育士1人配置時に月額23万1000円。川西市は加配保育士1人配置時に月額23万7000円と、近隣市の補助額等を参考に設定している。

委員

保育園の厳しい状況や、市の方で近隣市と同等の補助額を設定していることが良く分かった。小学校の様子を見ていると、発達障害のこどもが増えている。その中で保育士を確保できるのかが一番のキーポイントになると思う。公立・私立を問わず、保育園と市が連携を取って必要な保育士が確保され、こどもたちが取り残されないよう考えてもらいたい。

会長

最後は意見・要望だったかと思う。ありがとうございます。他の委員から発言はないか。

保育管理課長

資料の最後のスライドに記載している教育保育施設の整備計画について、補足説明する。整備計画について国と協議をする際は具体的な園名を示す必要があるが、現時点で選考園は

選考中であり、今回の審議会には間に合わなかった。後日、各委員に書面で資料送付し、承認していただく形をお願いしたい。

会長

具体的な園名が入った資料を、メール稟議のような形で各委員にお諮りするということか。

保育管理課長

そのとおり、お願いします。

会長

承知した。

以上で議題3を終了し、議題4へと進みたい。

議題4 令和8年4月1日設置・事業開始予定の施設等について

- 資料4について保育企画課から説明。

保育企画課

補足説明する。令和8年度以降の、事業開始予定の施設等の認可に関する意見聴取スケジュールだが、秋ごろに事業計画のPDCAをする時期には実質固まっているので、その時期に意見聴取するよう変更させていただきたい。

会長

ありがとうございます。それでは4月1日事業開始予定の4施設について諮りたいので、各委員から質問等お願いしたい。

委員

資料中の1号認定、2号認定、3号認定の意味を確認したい。

保育企画課

(保育認定の区分について保育企画課から説明。)

委員

よくわかった。ありがとうございます。

会長

ありがとうございます。他の委員から発言はないか。

委員

認定こども園化する中で、2号認定の定員数は減るのか。

保育企画課

2号認定及び3号認定の定員はいずれの園についても定員は変わらないため、2号認定のこどもが減ることはない。純粹に1号認定のこどもの受け入れが増になる。

委員

そうであるならば、2号認定は待機が無いということか。現状、各園の近隣で待機児童がいるかどうかを教えてほしい。

保育企画課

令和7年4月時点の待機児童数は6人である。地区としては立花地区や園田地区になる。

委員

待機児童がいる中で、園の収容力があるところに1号認定を入れることについて、市は整合性をどのように考えているのか。

保育児童部長

一つの事例であるが、保育の必要性のあった方が離職等により保育所に子どもを通わせることができなくなることがあり、最後まで同じ保育所で子どもを過ごさせたいといった保護者の意見等を踏まえ、認定子ども園化について考えてきた。また、園田地区については保育定員が多く必要ということで、ここ5年間多くの保育所を申請し、需要に対する対応をしてきたところである。今後は、形を作ったとしても、保育士の確保ができないと子どもを受け入れることができない状況にあるので、保育士の確保や定着策の推進を考えていきたい。

委員

子どもの安定的な保育等を含めて考えることは良いことだと思うが、2号認定の方がニーズがある中で1号認定を増やすことに対して納得できない。そういった特殊事例が起きない限りは、1号認定の人数を2号認定に振り分ける等の運用は可能なのか。

保育企画課

補足説明であるが、今回認定子ども園化する園では、1号認定についても2号認定と同程度の保育時間を提供する予定としており、例えば先の事例のようになっても兄弟入所などで同じ園に入ることができるというメリットもある。1号認定でも保育のニーズを満たす場合はあるものと考えている。

会長

ありがとうございます。

幼稚園の機能、保育所の機能、地域の子育て支援機能を併せ持った社会資源として、認定子ども園を普及することが国の子育て支援制度の柱になっており、尼崎市としても認定子ども園の普及を進めていくということである。

今回4施設が新しく開設されるが、認めていただけるということで良いか。

(一同、異議なし。)

会長

今回の審議会では各委員から貴重な意見が多く出たので、今後、意見を踏まえて事務局で進めてもらえたらと思う。また、令和8年度年度からは、今回よりも早い時期に事業開始予定の設置についてお諮りすることになるので、委員の皆様のご協力をお願いする。

会長

本日の審議会では、保育に関する議題を4件取り扱ったが、どの議題にも「保育の質の担保の問題」「保育の量の確保の問題」「現場の保育士への支援を含めた保育現場への支援の問題」の3つが共通していた。事務局においても、尼崎市の保育の供給体制を今後どのように整備するのかを、本日の意見を踏まえて進めてもらえたらと思う。

会長

以上をもって、令和7年度第2回尼崎市子ども・子育て審議会を閉会する。

以 上